第二十五条第一項第一号	及び住所
［略］	［略］
第二十六条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十八条第三項
第二十六条の二第一項第一号	及び住所
［略］	［略］
第三十一条の二第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号
第三十一条の二第一項第一号	及び住所

、住所及び本人確認番号	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号

及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。第十五条第一項において読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	及び住所
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
［略］	［略］
、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号

四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号	及び住所
［同上］	［同上］
、住所及び本人確認番号	、住所及び本人確認番号
［同上］	［同上］
、住所及び本人確認番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
［同上］	［同上］
、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号